○富良野市地域会館設置条例

平成17年９月14日条例第21号

改正

平成20年12月18日条例第29号
平成23年３月18日条例第２号
平成26年３月20日条例第２号
令和元年６月21日条例第16号

富良野市地域会館設置条例

富良野市地域会館設置条例（昭和57年条例第４号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第１条　本市における地域住民のコミュニティ活動を助長し、福祉の増進を図ることを目的として、地域会館（以下「会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　栄町コミュニティセンター　富良野市栄町６番12号
（２）　瑞穂コミュニティセンター　富良野市瑞穂町２番65号
（３）　東春地区コミュニティセンター　富良野市東町18番27号
（４）　南コミュニティセンター　富良野市南町３番30号
（５）　西地区コミュニティセンター　富良野市西町２番２号
（６）　北の峰コミュニティセンター　富良野市北の峰町８番１号
（７）　島の下会館　富良野市字島の下
（８）　鳥沼会館　富良野市字東鳥沼
（９）　布部会館　富良野市字布部市街
（10）　育良会館　富良野市字中五区
（11）　御園会館　富良野市字上御料
（12）　八幡丘会館　富良野市字八幡丘
（13）　山部南地区コミュニティセンター　富良野市山部南町５番41号
（14）　山部西地区コミュニティセンター　富良野市山部西町４番56号
（15）　山部北星地区コミュニティセンター　富良野市字山部東14線２番地
（16）　山部南陽地区コミュニティセンター　富良野市字山部西24線３番地
（17）　老節布会館　富良野市字老節布市街
（18）　三の山会館　富良野市字西達布つつじ区
（19）　扇山公民会館　富良野市字南扇山の３

（会館の管理）

第３条　会館の管理は、富良野市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年条例第25号。以下「指定手続条例」という。）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（公募によらない指定管理者の指定）

第４条　市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、指定手続条例第２条ただし書の規定により、公募することなく、特定のものを指定管理者に指定することができる。

２　市長は、前項の規定により特定のものを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定手続条例第３条に規定する書類の提出を求めるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第５条　第３条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１） 施設又は設備の利用の許可に関する業務
（２） 会館の維持管理に関する業務
（３） 利用料金の徴収に関する業務
（４） 会館の設置目的を効果的に達成するための事業に関する業務
（５） 前各号に定めるもののほか、会館の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の権限）

第６条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第11条まで、第13条及び第14条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（開館時間）

第７条 開館時間は、８時から21時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第８条 会館には、休館日を設けない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

（利用の許可）

第９条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２ 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。
（１） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
（２） 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
（３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
（４） 前３号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認められるとき。

３ 市長は、許可する場合において必要があると認めたときは、その利用について条件を付すことができる。

（利用の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。
（１） 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
（２） 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
（３） 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
（４） 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
（５） 公益上必要があると認められるとき。
（６） 前各号に掲げる場合のほか、会館の管理上特に必要と認められるとき。

２ 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

（利用料金の納入）

第11条 利用者は、別表に定める利用料金を市長に前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

（利用料金の収入）

第12条 市長は、会館の管理を第３条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に会館の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
３　前項の場合において、指定管理者は利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請しなければならない。
４　指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、会館において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。
（利用料金の減免）
第13条　市長は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
（利用料金の不還付）
第14条　既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により会館を利用できないときは、市長は利用料金を還付することができる。
（権利の譲渡等の禁止）
第15条　利用者は、会館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）
第16条　会館の利用者がその利用を終わったとき又は許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちにその利用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。
２　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理しなくなった施設又は設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
（損害賠償の義務）
第17条　会館の利用者又は指定管理者は、自己の責に帰すべき原因により施設を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
（秘密保持の義務）
第18条　指定管理者及び会館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報及び管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し､若しくは指定を取り消され､又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。
（委任）
第19条　この条例に定めるもののほか、この条例に必要な事項は規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第７号の改正規定は規則で定める日から施行する。（平成17年11月規則第51号で、同17年12月18日から施行）
（経過措置）
２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の富良野市地域会館設置条例第４条の規定によりその管理を委託している場合において、平成18年３月31日までの間は、なお従前の例による。

附　則（平成20年12月18日条例第29号）

（施行期日）
１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。
（富良野市公民館設置条例の一部改正）
２　富良野市公民館設置条例（平成19年条例第３号）の一部を次のように改正する。
第２条第４号及び別表中第３項を削る。

附　則（平成23年３月18日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月20日条例第２号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月21日条例第16号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（富良野市地域会館設置条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正後の富良野市地域会館設置条例第11条及び別表の規定は、施行日以後の利用許可申請に係る利用料金から適用し、同日前までの利用許可申請に係る利用料金は、なお従前の例による。

別表（第11条及び第12条関係）

富良野市地域会館利用料金

指定管理者に管理を行わせる場合において、利用料金は、次に掲げる額の範囲内とする。

（単位：円）

室名	１時間当たり料金
集会室、講堂	942
和室	942
調理室、料理実習室	733

備考

葬儀、備付設備、暖房料等の利用料金は、市長が別に定める。